【福祉サービス利用援助契約特約について　Ｑ＆Ａ】

１　全般的なこと

Ｑ１　死後の事務について生前に利用者と契約する特約制度は、民法上問題ありませんか。

Ａ　本人の死亡により委任は終了（民法 653 条１項）しますが、生前に発生した費用の支払いについては、福祉サービス利用援助契約特約書を締結しておけば、問題はありません。

Ｑ２　特約締結後、本人の判断能力が低下しても特約による契約内容は有効なのでしょうか。

Ａ　特約は利用者の死後、生前に発生した費用の支払いなど最低限の事務を行うために設けられた契約であり、特約締結時に本人に判断能力があり、契約内容を理解していれば有効となります。

Ｑ３　葬儀に必要となる費用を特約のなかに盛り込むことはできますか。

Ａ　特約は利用者の死後、実施機関において生前に発生した費用の支払い行わざるを得ない場合に備えて導入されたものです。これは、最低限の死後の事務に備えたものであり、特約によってできる事務は限定しています。葬儀は本来、亡くなった本人ではなく遺された方が行うものであり、その費用の支払いを本人の特約に盛り込むことは適切ではありません。

なお、葬儀を行うことは、本事業の範囲ではありません。葬儀を執行する方がいない時は、「墓地、埋葬等に関する法律」により市町村長が行うこととなっており、行政に対応を求めてください。本人に判断能力があれば、公正証書遺言を作成するなどして、本人の意思を反映させた葬儀方法を記載しておけば、遺言執行人や遺族がそれを尊重する取扱いが可能となります。

Ｑ４　事前に特約金を預からずに、利用者が生前に利用した費用（福祉サービス利用料や医療費等）や、死亡後の処理に伴う支払い（公営葬祭費用等）に限定し、本人死亡後に預かり通帳より出金し支払う事を目的とした特約書を締結することができますか。

Ａ　本人の死亡により、本人の財産に属した一切の権利義務は相続人に帰属します（民法 882 条、896 条）。このため、金融機関に届け出ることで本人口座は凍結され、相続人以外は一切出金できないこととなります。よって、特約金を預からずに本人通帳から出金して必要経費を支払うことは、コンプライアンス上問題となります。

２　生活保護受給者について

Ｑ１　生活保護受給者など所得の低い利用者から前納金を預かることは困難です。

Ａ　契約時に預かりが困難でも、支援途中で少しずつ預金をしていくことは可能です。１度に預かることが困難であれば、複数回にわけて預かることもできます。なお、生活保護受給者の場合は医療費の負担がないため、特約での預かり金は必要最小限で足りると考えられます。

Q２　生活保護受給者の場合、特約で預けた金銭が預貯金とみなされ保護の休止や廃止になることはありませんか。

A　生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて「問（3 の 18）保護費のやり繰りによって生じた預貯金等」では、生活保護受給中、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等が発見された場合の取扱いについて、「当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産にはあたらないものとして、保有を容認して差し支えない。」と回答しています。

このため、特約で預かった金銭を「活用すべき資産」とみなされ、保護の廃止又は停止になるおそれはないと思われますが、金銭を預かる場合は使用目的を生活保護ケースワーカーに説明し、預かり可能な金額を確認しておく必要があります。

３　預かり金について

Q１　預かり金の算出方法について教えてください。

A　預かり金については、利用者の生前の必要経費から勘案して算出します。相続人の調査費用を専門家に委任した場合の費用については、相続人の数によっても金額が異なってくることから、一概に費用をお示しすることはできません。ただ、これまでの特約事例から、相続人の調査費用も含めて通常 30～50 万円程度を目安に預かっていれば必要経費を賄えることが多いようです。

なお、相続財産管理人選任の申立てをする際は、債権者への公告費用や相続財産管理人への報酬費用として家庭裁判所に予納金を納めることが必要な場合があります。予納金の額は、預貯金額や事案の複雑さに応じて裁判所が決定しますので、申し立て費用を特約で預かる際には注意が必要となります。

Q２　相続人調査の費用が預かり金では不足した場合、どのように対応すればよいですか。

A　相続人調査の費用が不足した場合、基本的には実施機関で負担することとなります。

相続人が判明すればその費用は相続人に対し原則として求償することができますが、相続人が相続放棄をすれば、費用の求償はできません。相続人調査の結果、相続人が不存在で、相続財産管理人の申立てを行った場合は、相続財産管理人に対して求償することができます。

Q３　利用者が死亡し、実施機関で生前に発生した費用の支払を行っていますが、必要な支払がすべて完了していない段階で、相続人から特約の預かり金の返還を求められました。支払途中で相続人へ預かり金を返還してもよいですか。

A　特約書第３条では、利用者が死亡すれば第１条における費用を支払い、余剰金が生じた場合は相続人に対して収支報告を行うとともに、費用の返還をすることとなっています。このため、第１条における支払が完了してから預かり金を返還する必要があります。

４　利用者の死後の支払行為について

Ｑ１　特約を締結することなく利用者の死後、実施機関が医療費等の支払いを行うことはできますか。

Ａ　特約を締結することなく死後の支払をすることは、原則としてできません。このため、相続人による対応が困難と予想される場合は、できる限り特約を締結しておくことをお勧めします。但し、緊急やむを得ない場合に限り民法 697 条に規定する事務管理として、特約を締結することなく必要最小限の支払を行うことが可能となる場合があります。しかし、本人や相続人の意思と利益に反しないことが必要であり、特約を結ぶことなく行った事務の支払いが相続人の意に反していた場合で、本人や相続人が損害を被れば賠償責任を負うこととなります。

Ｑ２　利用者が死亡した後、福祉サービス利用援助契約特約書に基づいて生前に発生した公共料金や家賃等の支払いを行いました。この支払行為への対価として、特約金のなかから日常生活自立支援事業の利用料を徴収することはできますか。

Ａ　利用者への直接サービスではなく、委任終了後の事務処理となりますので、特約金のなかから死後の支払行為について利用料を徴収することはできません。

５　経理処理に関すること

Ｑ１　特約で長期預かり金として利用者からお金を預かり、利息が発生した場合はどう処理すればよいですか。

Ａ　利息が発生しないよう、決済性預金（当座預金や無利息型の普通預金）で預かってください。なお、日常生活自立支援事業専用の口座で管理することが望ましいでしょう。

Ｑ２　利用者死亡後、特約による支払い残金を相続人へ返還できなかった場合、残ったお金はどのように処理すればよいですか。

Ａ　特約によって利用者の死後に支払を行う場合は、請求書等に基づき必要額のみを出金し、現金が残らないようにしてください。やむを得ず現金が残った場合は、特約金を預かっていた口座に戻入し、長期預かり金収入として取扱います。また、死亡日から 6 カ月経過しても特約の預かり金を相続人へ返還できなかった場合は、次の手順により処理してください。

①死亡日から 6 カ月経過した場合は、**契約終了者の保管物品管理台帳（様式第 48 号）**にケース概要を記載し、「預かり金処理状況」欄に特約の預かり金額等を記録します。

②**廃棄の前提となる条件（第 5 章Ⅲ4、p103）**に該当すれば、社協は 10 年間保管したのちに通帳・証書類を廃棄できます。預かり金については、時効期間が満了するため社協の別会計に雑収入として繰り入れるか、市町村や社協、共同募金等へ寄付を行うなど実施機関の判断で処理します。なお、相続人が時効成立後に返還を求めてきた場合、民法 166 条の債権消滅時効を援用して相続人に対抗することができます。